

平成 25 年 2 月 14 日
(一部改正：平成 27 年 1 月 6 日)
(一部改正：平成 27 年 4 月 1 日)
(一部改正：平成 28 年 4 月 1 日)
(一部改正：平成 29 年 4 月 1 日)
(一部改正：平成 30 年 4 月 1 日)

下関市福祉部介護保険課

介護保険サービスの事業及び施設の基準等を定める条例の内容及び運用について

1. 目的

介護保険サービスの事業及び施設の基準等については、これまで国が一律に定めておりましたが、地域主権改革の一環として、これらについては都道府県又は市町村の条例により定めるよう介護保険法が改正されました。

その法改正を受け、下関市では所要の条例の整備を行い、平成 25 年 4 月 1 日、平成 27 年 4 月 1 日及び平成 30 年 4 月 1 日より施行いたします。

その内容及び運用については、以下にお示しするとおりですので、介護保険サービスの事業及び施設の運営に当たっては、ご留意の上、適正にご対応いただきますようお願い申し上げます。

2. 条例の名称

上記 1 の条例は下記ア～キ（平成 24 年 12 月 25 日公布、平成 25 年 4 月 1 日施行）、ク・ケ（平成 26 年 12 月 18 日公布、平成 27 年 4 月 1 日施行）及びコ（平成 30 年 3 月 30 日公布、平成 30 年 4 月 1 日施行）のとおりです。

ア．下関市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 70 号）

イ．下関市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する

基準等を定める条例（平成24年条例第71号）

ウ．下関市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第72号）

エ．下関市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第73号）

オ．下関市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第74号）

カ．下関市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第75号）

キ．下関市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第76号）

ク．下関市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年条例第78号）

ケ．下関市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年条例第79号）

コ．下関市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例を定める条例（平成30年条例第34号）

3．条例の内容

各条例の内容については、条例骨子（資料1-1～1-10）をご参照ください。

4．国の基準との突合

各条例の条文の配置は、基本的に国の基準（以下「基準省令」という。）に準拠していますが、申請者の要件等、基準省令に定められていない事項も含まれます。詳しくは、条例・省令番号突合表（資料2-1～2-10）をご参照ください。

なお、条文の文言については、条例骨子において「基準省令どおり」とさ

れている部分であっても、当該基準省令とは異なる場合があります。

5. 国の通知との関係

各条例は下関市が制定したものであり、基準省令の取扱いに係る通知等の内容がそのまま自動的に各条例に適用されるものではありません。

これらの通知等については、下記(1)～(3)のとおり取り扱います。

なお、「基準省令の取扱いに係る通知等」については、資料3に例示していますので、ご参照ください。

(1)「基準省令どおり」のもの

各条例に規定されている項目(基準省令にて定められていないものを除きます。)のうち下記(2)(3)以外のもの、すなわち条例骨子において「基準省令どおり」とされているものの解釈・運用については、基準省令の取扱いに係る通知等の内容を準用します。

(2) 非常災害対策

非常災害対策については、下記ア～ウのとおり取り扱います。

なお、当該規定は、条文上は基準省令の内容を強化した「上乘せ規定」の形態ですが、具体的には基準省令及びその解釈通知、その他山口県及び下関市がこれまで取り組んできた防災強化策等により事業者の皆様へ指導してきた内容を明文化したものであり、条例の施行により事業者負担が増大するわけではありません。

また、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、非常災害対策について準用する条文が基準省令とは異なり、避難、消火の訓練における地域住民の参加を得る連携努力についての規定が上乘せされた形態となっておりますが、当該サービスは運営推進会議が設置されているサービスであり、当該上乘せ規定の内容についても既に取り組まれているものですので、条例の施行により事業者負担が増大するわけではありません。

ア．指定居宅サービス、指定介護予防サービス、指定介護老人福祉施設、介

介護老人保健施設、介護医療院及び指定介護療養型医療施設における非常災害対策については、当該各サービスの事業及び施設の基準等について定めた山口県の条例と同内容の上乗せ規定であり、山口県の該当条例の取扱いを準用します（下記 をご参照ください。）

イ．指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業のうち、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護における非常災害対策については、山口県は指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの基準等に係る条例を制定しておりませんが、上記アと同内容の上乗せ規定であり、その取扱いも上記ア同様山口県の取扱いを準用します（下記 をご参照ください。）

ウ．指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業のうち、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護における非常災害対策については、上記イと同内容の上乗せ規定に加えて、避難、消火の訓練における地域住民の参加を得る連携努力を規定しています。

上記イと同内容の上乗せ規定部分については、その取扱いも上記イと同様山口県の取扱いを準用し（下記 をご参照ください。）また、避難、消火の訓練における地域住民の参加を得る連携努力に係る規定については、基準省令の取扱いに係る通知等の内容を準用します（下記 をご参照ください。）

山口県の取扱いについては、山口県公式ウェブサイトの下記コンテンツをご参照ください。

- ・老人福祉施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（長寿社会課関係）の施行について

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a13400/kijunjourei/dokujikaisyaku.html>

- ・「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」について

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a13200/bousai-manual/bousai-manual.html>

上記ウにおける「避難、消火の訓練における地域住民の参加を得る連携

努力に係る規定」の、条例における該当条項と、それに突合する基準省令の条項は、それぞれ次のとおりです。

- ・ 下関市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第103条第5項

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第82条の2第2項

- ・ 下関市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第60条第5項

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第58条の2第2項

（3）指定介護老人福祉施設の1の居室定員（経過措置）

条例の施行時に存在する介護老人福祉施設の多床室については、基準省令では条例の施行後に増築・改築した場合は個室にしなければなりません、下関市においては、条例の施行後に増築・改築した場合であっても多床室として認めることとします（増築・改築により入所定員が増となった場合は、その増となった員数に係る居室の部分を除く。）。当該介護老人福祉施設がその指定を辞退し、地域密着型介護老人福祉施設を開設する場合も同様とします。

「下関市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」骨子

1. 条例制定主旨

地域主権改革による介護保険法（以下「法」という。）の一部改正に伴い、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるもの。

2. 内 容

(1) 事業の人員、設備及び運営に関する基準（制定根拠：法第 4 2 条第 1 項第 2 号並びに第 7 4 条第 1 項及び第 2 項）

国の基準を基本とし、下記のとおり定める。

ア. 基本とする国の基準（基準省令）

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 1 1 年厚生省令第 3 7 号）

基準省令で定める基準に従うべき部分、基準省令で定める基準を標準とすべき部分、基準省令で定める基準を参酌すべき部分が定められている（法第 4 2 条第 2 項及び第 7 4 条第 3 項）。

イ. 制定骨子

基準省令		条例	
条	概要	条	概要
第 1 0 3 条 （非常災害対策）	具体的計画策定 関係機関への通報、連携体制の整備 これらの定期的な従業者への周知 定期的な避難、救出等の訓練の実施	第 1 1 0 条	非常災害に対する必要な設備設置 施設内防災計画(災害が発生した場合における安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた防災計画)の策定 関係機関への通報、連絡体制、利用者の避難誘導體制の整備と、これらの定期的な従業者、利用者等への周知 市町村等との連携協力体制の整備 非常災害に備えるための不断の注意と訓練(避難、消火の訓練は、定期的実施) 訓練の結果に基づく施設内防災計画の検証見直し
その他		基準省令どおり	

(2) 申請者の要件（制定根拠：法第 7 0 条第 2 項第 1 号）

法人であるものとする（条例第 4 条）。

介護保険法施行規則第 1 2 6 条の 4 の 2 で定める基準に従うべき部分（法第 7 0 条第 3 項）。

「下関市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」骨子

1. 条例制定主旨

地域主権改革による介護保険法（以下「法」という。）の一部改正に伴い、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるもの。

2. 内 容

(1) 事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（制定根拠：法第54条第1項第2号並びに第115条の4第1項及び第2項）

国の基準を基本とし、下記のとおり定める。

ア. 基本とする国の基準（基準省令）

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）

基準省令で定める基準に従うべき部分、基準省令で定める基準を標準とすべき部分、基準省令で定める基準を参酌すべき部分が定められている（法第54条第2項及び第115条の4第3項）

イ. 制定骨子

基準省令		条例	
条	概要	条	概要
第120条の3 (非常災害対策)	具体的計画策定 関係機関への通報、連携体制の整備 これらの定期的な従業者への周知 定期的な避難、救出等の訓練の実施	第121条の3	非常災害に対する必要な設備設置 施設内防災計画（災害が発生した場合における安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた防災計画）の策定 関係機関への通報、連絡体制、利用者の避難誘導體制の整備と、これらの定期的な従業者、利用者等への周知 市町村等との連携協力体制の整備 非常災害に備えるための不断の注意と訓練（避難、消火の訓練は、定期的に実施） 訓練の結果に基づく施設内防災計画の検証見直し
その他		基準省令どおり	

(2) 申請者の要件（制定根拠：法第115条の2第2項第1号）

法人であるものとする（条例第4条）

介護保険法施行規則第140条の17の2で定める基準に従うべき部分（法第115条の2第3項）

「下関市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」骨子

1. 条例制定主旨

地域主権改革による介護保険法（以下「法」という。）の一部改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるもの。

2. 内 容

(1) 事業の人員、設備及び運営に関する基準（制定根拠：法第78条の4第1項及び第2項）

国の基準を基本とし、下記のとおり定める。

ア. 基本とする国の基準（基準省令）

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）

基準省令で定める基準に従うべき部分、基準省令で定める基準を標準とすべき部分、基準省令で定める基準を参酌すべき部分が定められている（法第78条の4第3項）。

イ. 制定骨子

基準省令		条例	
条	概要	条	概要
第132条 第1項第1号イ （地域密着型介護老人福祉施設における1の居室の定員） 〔経過措置〕 平成23年厚生労働省令第127号附則第4条	1人（必要と認められる場合は2人） 〔経過措置〕 条例施行前：4人以下 条例施行後：既存施設は4人以下（条例施行後に増築・改築された部分を除く）	第154条 第1項第1号ア 〔経過措置〕 附則第18項 附則第19項	1人（必要と認められる場合は2人） 〔経過措置〕 既存施設は4人以下（条例施行後に増築・改築された部分を除く） 既存の介護老人福祉施設が指定を辞退して、地域密着型介護老人福祉施設を開設する場合は4人以下
第32条 第82条の2 （非常災害対策）	具体的計画策定 関係機関への通報、連携体制の整備 これらの定期的な従業者への周知 定期的な避難、救出等の訓練の実施と、 <u>その際の地域住民の参加を得る連携努力</u>	第60条の15 第103条	非常災害に対する必要な設備設置 施設内防災計画（災害が発生した場合における安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた防災計画）の策定 関係機関への通報、連絡体制、利用者の避難誘導體制の整備と、これらの定期的な従業者、利用者等への周知 市等との連携協力体制の整備 非常災害に備えるための <u>不断の注意と訓練（避難、消火の訓練は、定期的に実施し、その際に地域住民の参加を得る連携努力）</u> 訓練の結果に基づく施設内防災計画の検証見直し
その他		基準省令どおり	

下線部は基準省令第82条の2のみ（小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共

同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護）

二重下線部は条例第103条のみ（小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護）。

- (2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業の入所定員（制定根拠：法第78条の2第1項（29人以下の範囲で条例で定める。））
29人以下とする（条例第151条）。
- (3) 申請者の要件（制定根拠：法第78条の2第4項第1号）
法人又は病床を有する診療所を開設している者（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）であるものとする（条例第4条）。
介護保険法施行規則第131条の10の2で定める基準に従うべき部分（法第78条の2第5項）。

「下関市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」骨子

1. 条例制定主旨

地域主権改革による介護保険法（以下「法」という。）の一部改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるもの。

2. 内 容

(1) 事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（制定根拠：法第 115 条の 14 第 1 項及び第 2 項）

国の基準を基本とし、下記のとおり定める。

ア. 基本とする国の基準（基準省令）

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）

基準省令で定める基準に従うべき部分、基準省令で定める基準を標準とすべき部分、基準省令で定める基準を参酌すべき部分が定められている（法第 115 条の 14 第 3 項）。

イ. 制定骨子

基準省令		条例	
条	概要	条	概要
第 30 条 第 58 条の 2 (非常災害対策)	具体的計画策定 関係機関への通報、連携体制の整備 これらの定期的な従業者への周知 定期的な避難、救出等の訓練の実施と、その際の地域住民の参加を得る連携努力	第 31 条 第 60 条	非常災害に対する必要な設備設置 施設内防災計画(災害が発生した場合における安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた防災計画)の策定 関係機関への通報、連絡体制、利用者の避難誘導體制の整備と、これらの定期的な従業者、利用者等への周知 市等との連携協力体制の整備 非常災害に備えるための不断の注意と訓練(避難、消火の訓練は、定期的 に実施し、その際に地域住民の参加を得る連携努力) 訓練の結果に基づく施設内防災計画の検証見直し
その他		基準省令どおり	

下線部は基準省令第 58 条の 2、条例第 60 条のみ（介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護）。

(2) 申請者の要件（制定根拠：法第 115 条の 12 第 2 項第 1 号）

法人であるものとする（条例第 4 条）。

介護保険法施行規則第 140 条の 27 の 2 で定める基準に従うべき部分（法第 115 条の 12 第 3 項）。

「下関市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」骨子

1. 条例制定主旨

地域主権改革による介護保険法（以下「法」という。）の一部改正に伴い、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるもの。

2. 内 容

(1) 施設の人員、設備及び運営に関する基準（制定根拠：法第 88 条第 1 項及び第 2 項）

国の基準を基本とし、下記のとおり定める。

ア. 基本とする国の基準（基準省令）

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）

基準省令で定める基準に従うべき部分、基準省令で定める基準を参酌すべき部分が定められている（法第 88 条第 3 項）

イ. 制定骨子

基準省令		条例	
条	概要	条	概要
第 3 条第 1 項第 1 号イ（1 の居室の定員）〔経過措置〕平成 23 年厚生労働省令第 127 号附則第 3 条	1 人（必要と認められる場合は 2 人）〔経過措置〕 条例施行前：4 人以下 条例施行後：既存施設は 4 人以下（条例施行後に増築・改築された部分を除く）	第 5 条第 1 項第 1 号ア〔経過措置〕附則第 14 項	1 人（必要と認められる場合は 2 人）〔経過措置〕 既存施設は 4 人以下（条例施行後に定員が増となった場合、その増となった員数に係る居室の部分を除く）
第 26 条（非常災害対策）	具体的計画策定 関係機関への通報、連携体制の整備 これらの定期的な従業者への周知 定期的な避難、救出等の訓練の実施	第 31 条	非常災害に対する必要な設備設置 施設内防災計画（災害が発生した場合における安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた防災計画）の策定 関係機関への通報、連絡体制、入所者の避難誘導體制の整備と、これらの定期的な従業者、入所者等への周知 市町村等との連携協力体制の整備 非常災害に備えるための不断の注意と訓練（避難、消火の訓練は、定期的実施） 訓練の結果に基づく施設内防災計画の検証見直し
その他		基準省令どおり	

(2) 入所定員（制定根拠：法第 86 条第 1 項（30 人以上の範囲で条例で定める。））

30 人以上とする（条例第 3 条）

「下関市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」骨子

1. 条例制定主旨

地域主権改革による介護保険法（以下「法」という。）の一部改正に伴い、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるもの。

2. 内 容

(1) 施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（制定根拠：法第97条第1項から第3項）

国の基準を基本とし、下記のとおり定める。

ア. 基本とする国の基準（基準省令）

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）

療養室、診察室、機能訓練室の施設基準及び医師、看護師の人員基準を除く（療養室、診察室、機能訓練室の施設基準及び医師、看護師の人員基準は、基準省令で定められている。）

基準省令で定める基準に従うべき部分、基準省令で定める基準を参酌すべき部分が定められている（法第97条第4項）。

イ. 制定骨子

基準省令		条例	
条	概要	条	概要
第28条 （非常災害対策）	具体的計画策定 関係機関への通報、連携体制の整備 これらの定期的な従業員への周知 定期的な避難、救出等の訓練の実施	第31条	非常災害に対する必要な設備設置 施設内防災計画(災害が発生した場合における安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた防災計画)の策定 関係機関への通報、連絡体制、入所者の避難誘導體制の整備と、これらの定期的な従業員、入所者等への周知 市町村等との連携協力体制の整備 非常災害に備えるための不断の注意と訓練(避難、消火の訓練は、定期的実施) 訓練の結果に基づく施設内防災計画の検証見直し
その他		基準省令どおり	

「下関市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」骨子

1. 条例制定主旨

地域主権改革による健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）の一部改正に伴い、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるもの。

2. 内 容

(1) 施設の人員、設備及び運営に関する基準（制定根拠：旧法第 110 条第 1 項及び第 2 項）

国の基準を基本とし、下記のとおり定める。

ア. 基本とする国の基準（基準省令）

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）

新規に指定を受ける事業所のみ適用される規定を除く（指定介護療養型医療施設は、平成 24 年 4 月 1 日時点で指定を受けているもののみ認められており、新規指定は行われぬ。）

基準省令で定める基準に従うべき部分、基準省令で定める基準を参酌すべき部分が定められている（旧法第 110 条第 3 項）。

イ. 制定骨子

基準省令		条例	
条	概要	条	概要
第 27 条 （非常災害 対策）	具体的計画策定 関係機関への通 報、連携体制の 整備 これらの定期的 な従業者への周 知 定期的な避難、 救出等の訓練の 実施	第 30 条	非常災害に対する必要な設備設置 施設内防災計画(災害が発生した場合 における安全の確保のための体制及 び避難の方法等を定めた防災計画)の 策定 関係機関への通報、連絡体制、入院患 者の避難誘導體制の整備と、これらの 定期的な従業者、入院患者等への周知 市町村等との連携協力体制の整備 非常災害に備えるための不断の注意 と訓練(避難、消火の訓練は、定期的 に実施) 訓練の結果に基づく施設内防災計画 の検証見直し
その他		基準省令どおり	

「下関市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」骨子

1. 条例制定主旨

地域主権改革による介護保険法（以下「法」という。）の一部改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるもの。

2. 内 容

(1) 事業の人員及び運営に関する基準（制定根拠：法第 47 条第 1 項第 1 号並びに第 81 条第 1 項及び第 2 項）

国の基準を基本とし、下記のとおり定める。

ア. 基本とする国の基準（基準省令）

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）

基準省令で定める基準に従うべき部分、基準省令で定める基準を参酌すべき部分が定められている（法第 47 条第 2 項及び第 81 条第 3 項）。

イ. 制定骨子

基準省令どおりとする。

(2) 申請者の要件（制定根拠：法第 79 条第 2 項第 1 号）

法人であるものとする（条例第 3 条）。

介護保険法施行規則第 132 条の 3 の 2 で定める基準に従うべき部分（法第 79 条第 3 項）。

「下関市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」骨子

1. 条例制定主旨

地域主権改革による介護保険法（以下「法」という。）の一部改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるもの。

2. 内 容

(1) 事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（制定根拠：第59条第1項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項）

国の基準を基本とし、下記のとおり定める。

ア．基本とする国の基準（基準省令）

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）

基準省令で定める基準に従うべき部分、基準省令で定める基準を参酌すべき部分が定められている（第59条第2項及び第115条の24第3項）。

イ．制定骨子

基準省令どおりとする。

(2) 申請者の要件（制定根拠：法第115条の22第2項第1号）

法人であるものとする（条例第3条）。

介護保険法施行規則第140条の34の2で定める基準に従うべき部分（法第115条の22第3項）。

「下関市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例を定める条例」骨子

1. 条例制定主旨

介護保険法（以下「法」という。）の一部改正により介護医療院が創設されることに伴い、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるもの。

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号）

2. 内 容

(1) 施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（制定根拠：法第111条第1項から第3項）

国の基準を基本とし、下記のとおり定める。

ア. 基本とする国の基準

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下「基準省令」という。）のうち、療養室、診察室、処置室及び機能訓練室の施設基準並びに医師及び看護師の人員基準を除く部分。

療養室、診察室、処置室及び機能訓練室の施設基準並びに医師及び看護師の人員基準は、基準省令で定められている。

基準省令で定める基準に従うべき部分、基準省令で定める基準を参酌すべき部分が定められている（法第111条第4項）。

イ. 制定骨子

基準省令		条例	
条	概要	条	概要
第32条 （非常災害対策）	具体的計画策定 関係機関への通報、連携体制の整備 これらの定期的な従業者への周知 定期的な避難、救出等の訓練の実施	第32条	非常災害に対する必要な設備設置 施設内防災計画(災害が発生した場合における安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた防災計画)の策定 関係機関への通報、連絡体制、入所者の避難誘導體制の整備と、これらの定期的な従業者、入所者等への周知 市町村等との連携協力体制の整備 非常災害に備えるための不断の注意と訓練(避難、消火の訓練は、定期的に実施) 訓練の結果に基づく施設内防災計画の検証見直し
その他		基準省令どおり	

条例・省令条番号突合表（指定居宅サービス等条例）

条例（指定居宅サービス等条例）

= 下関市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第70号）

基準省令

= 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）

条例・省令条番号突合表（指定居宅サービス等条例）

条例	基準省令	サービス名	条例	基準省令	サービス名	条例	基準省令	サービス名
第1条	(趣旨：基準省令と異なる)		第58条	第五十三条の二	訪問入浴	第134条	第百八条	通所介護
	第一条(趣旨：条例と異なる)		第59条	第五十四条	訪問入浴	第135条	第百九条	通所介護
第2条	第二条		第60条	第五十五条	訪問入浴	第136条	第百十条	通所介護
第3条	第三条		第61条	第五十六条	訪問入浴	第137条	第百十一条	通所介護
第4条	(申請者：基準省令規定なし)		第62条	第五十七条	訪問入浴	第138条	第百十二条	通所介護
第5条	第四条	訪問介護	第63条	第五十八条	訪問入浴	第139条	第百十三条	通所介護
第6条	第五条	訪問介護	第64条	第五十九条	訪問看護	第140条	第百十四条	通所介護
第7条	第六条	訪問介護	第65条	第六十条	訪問看護	第141条	第百十五条	通所介護
第8条	第七条	訪問介護	第66条	第六十一条	訪問看護	第142条	第百十六条	通所介護
第9条	第八条	訪問介護	第67条	第六十二条	訪問看護	第143条	第百十七条	通所介護
第10条	第九条	訪問介護	第68条	第六十三条	訪問看護	第144条	第百十八条	通所介護
第11条	第十条	訪問介護	第69条	第六十四条	訪問看護	第145条	第百十八条の二	通所介護
第12条	第十一条	訪問介護	第70条	第六十六条	訪問看護	第146条	第百十九条	通所介護
第13条	第十二条	訪問介護	第71条	第六十七条	訪問看護	第147条	第百二十条	短期入所
第14条	第十三条	訪問介護	第72条	第六十八条	訪問看護	第148条	第百二十一条	短期入所
第15条	第十四条	訪問介護	第73条	第六十九条	訪問看護	第149条	第百二十二条	短期入所
第16条	第十五条	訪問介護	第74条	第七十条	訪問看護	第150条	第百二十三条	短期入所
第17条	第十六条	訪問介護	第75条	第七十一条	訪問看護	第151条	第百二十四条	短期入所
第18条	第十七条	訪問介護	第76条	第七十二条	訪問看護	第152条	第百二十五条	短期入所
第19条	第十八条	訪問介護	第77条	第七十三条	訪問看護	第153条	第百二十六条	短期入所
第20条	第十九条	訪問介護	第78条	第七十三条の二	訪問看護	第154条	第百二十七条	短期入所
第21条	第二十条	訪問介護	第79条	第七十四条	訪問看護	第155条	第百二十八条	短期入所
第22条	第二十一条	訪問介護	第80条	第七十五条	訪問介護	第156条	第百二十九条	短期入所
第23条	第二十二条	訪問介護	第81条	第七十六条	訪問介護	第157条	第百三十条	短期入所
第24条	第二十三条	訪問介護	第82条	第七十七条	訪問介護	第158条	第百三十一条	短期入所
第25条	第二十四条	訪問介護	第83条	第七十八条	訪問介護	第159条	第百三十二条	短期入所
第26条	第二十五条	訪問介護	第84条	第七十九条	訪問介護	第160条	第百三十三条	短期入所
第27条	第二十六条	訪問介護	第85条	第八十条	訪問介護	第161条	第百三十四条	短期入所
第28条	第二十七条	訪問介護	第86条	第八十一条	訪問介護	第162条	第百三十五条	短期入所
第29条	第二十八条	訪問介護	第87条	第八十二条	訪問介護	第163条	第百三十六条	短期入所
第30条	第二十九条	訪問介護	第88条	第八十二条の二	訪問介護	第164条	第百三十七条	短期入所
第31条	第二十九条の二	訪問介護	第89条	第八十三条	訪問介護	第165条	第百三十八条	短期入所
第32条	第三十条	訪問介護	第90条	第八十四条	居宅療養	第166条	第百三十九条	短期入所
第33条	第三十一条	訪問介護	第91条	第八十五条	居宅療養	第167条	第百三十九条の二	短期入所
第34条	第三十二条	訪問介護	第92条	第八十六条	居宅療養	第168条	第百四十条	短期入所
第35条	第三十三条	訪問介護	第93条	第八十七条	居宅療養	第169条	第百四十条の二	短期入所
第36条	第三十四条	訪問介護	第94条	第八十八条	居宅療養	第170条	第百四十条の三	短期入所
第36条の2	第三十四条の二	訪問・新設	第95条	第八十九条	居宅療養	第171条	第百四十条の四	短期入所
第37条	第三十五条	訪問介護	第96条	第九十条	居宅療養	第172条	第百四十条の五	短期入所
第38条	第三十六条	訪問介護	第97条	第九十条の二	居宅療養	第173条	第百四十条の六	短期入所
第39条	第三十六条の二	訪問介護	第98条	第九十一条	居宅療養	第174条	第百四十条の七	短期入所
第40条	第三十七条	訪問介護	第99条	第九十二条	通所介護	第175条	第百四十条の八	短期入所
第41条	第三十八条	訪問介護	第100条	第九十三条	通所介護	第176条	第百四十条の九	短期入所
第42条	第三十九条	訪問介護	第101条	第九十四条	通所介護	第177条	第百四十条の十	短期入所
第42条の2	第三十九条の二	共生・新設	第102条	第九十五条	通所介護	第178条	第百四十条の十一	短期入所
第42条の3	第三十九条の三	共生・新設	第103条	第九十六条	通所介護	第179条	第百四十条の十二	短期入所
第43条	第四十条	訪問介護	第104条	第九十七条	通所介護	第180条	第百四十条の十三	短期入所
第44条	第四十一条	訪問介護	第105条	第九十八条	通所介護	第181条	第百四十条の十四	短期入所
第45条	第四十二条	訪問介護	第106条	第九十九条	通所介護	第181条の2	第百四十条の十五	共生・新設
第46条	第四十二条の二	訪問介護	第107条	第百条	通所介護	第181条の3	第百四十条の十六	共生・新設
第47条	第四十三条	訪問介護	第108条	第百一条	通所介護	第182条	第百四十条の十七	短期入所
第48条	第四十四条	訪問入浴	第109条	第百二条	通所介護	第183条	第百四十条の十八	短期入所
第49条	第四十五条	訪問入浴	第110条	第百三条	通所介護	第184条	第百四十条の十九	短期入所
第50条	第四十六条	訪問入浴	第111条	第百四条	通所介護	第185条	第百四十条の二十	短期入所
第51条	第四十七条	訪問入浴	第111条の2	第百四条の二	通所介護	第186条	第百四十条の二十一	短期入所
第52条	第四十八条	訪問入浴	第112条	第百四条の三	通所介護	第187条	第百四十条の二十二	短期入所
第53条	第四十九条	訪問入浴	第113条	第百五条	通所介護	第188条	第百四十条の二十三	短期入所
第54条	第五十条	訪問入浴	第114条	第百五条の二	共生・新設	第189条	第百四十条の二十四	短期入所
第55条	第五十一条	訪問入浴	第115条	第百五条の三	共生・新設	第190条	第百四十条の二十五	短期入所
第56条	第五十二条	訪問入浴	第132条	第百六条	通所介護			
第57条	第五十三条	訪問入浴	第133条	第百七条	通所介護			

条例・省令条番号突合表（指定居宅サービス等条例）

条例（指定居宅サービス等条例）

= 下関市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 70 号）

基準省令

= 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）

条例・省令条番号突合表（指定居宅サービス等条例）

条例	基準省令	サービス名	条例	基準省令	サービス名
第 1 9 1 条	第百四十二条	短期療養	第 2 5 2 条	第百九十六条	用具貸与
第 1 9 2 条	第百四十三条	短期療養	第 2 5 3 条	第百九十七条	用具貸与
第 1 9 3 条	第百四十五条	短期療養	第 2 5 4 条	第百九十八条	用具貸与
第 1 9 4 条	第百四十六条	短期療養	第 2 5 5 条	第百九十九条	用具貸与
第 1 9 5 条	第百四十七条	短期療養	第 2 5 6 条	第百九十九条の二	用具貸与
第 1 9 6 条	第百四十八条	短期療養	第 2 5 7 条	第二百条	用具貸与
第 1 9 7 条	第百四十九条	短期療養	第 2 5 8 条	第二百一条	用具貸与
第 1 9 8 条	第百五十条	短期療養	第 2 5 9 条	第二百二条	用具貸与
第 1 9 9 条	第百五十一条	短期療養	第 2 6 0 条	第二百三条	用具貸与
第 2 0 0 条	第百五十二条	短期療養	第 2 6 1 条	第二百四条	用具貸与
第 2 0 1 条	第百五十三条	短期療養	第 2 6 2 条	第二百四条の二	用具貸与
第 2 0 2 条	第百五十四条	短期療養	第 2 6 3 条	第二百五条	用具貸与
第 2 0 3 条	第百五十四条の二	短期療養	第 2 6 4 条	第二百五条の二	用具貸与
第 2 0 4 条	第百五十五条	短期療養	第 2 6 5 条	第二百六条	用具貸与
第 2 0 5 条	第百五十五条の二	短期療養	第 2 6 6 条	第二百七条	用具販売
第 2 0 6 条	第百五十五条の三	短期療養	第 2 6 7 条	第二百八条	用具販売
第 2 0 7 条	第百五十五条の四	短期療養	第 2 6 8 条	第二百九条	用具販売
第 2 0 8 条	第百五十五条の五	短期療養	第 2 6 9 条	第二百十条	用具販売
第 2 0 9 条	第百五十五条の六	短期療養	第 2 7 0 条	第二百十一条	用具販売
第 2 1 0 条	第百五十五条の七	短期療養	第 2 7 1 条	第二百十二条	用具販売
第 2 1 1 条	第百五十五条の八	短期療養	第 2 7 2 条	第二百十三条	用具販売
第 2 1 2 条	第百五十五条の九	短期療養	第 2 7 3 条	第二百十四条	用具販売
第 2 1 3 条	第百五十五条の十	短期療養	第 2 7 4 条	第二百十四条の二	用具販売
第 2 1 4 条	第百五十五条の十一	短期療養	第 2 7 5 条	第二百十五条	用具販売
第 2 1 5 条	第百五十五条の十二	短期療養	第 2 7 6 条	第二百十六条	用具販売
第 2 1 6 条	第百五十五条の十二	短期療養	附則第 1 項	附則第一条	
第 2 1 7 条	第百七十四条	特定施設	附則第 2 項	附則第三条	
第 2 1 8 条	第百七十五条	特定施設	附則第 3 項	附則第六条	
第 2 1 9 条	第百七十六条	特定施設	附則第 4 項	附則第七条	
第 2 2 0 条	第百七十七条	特定施設	附則第 5 項	附則第八条	
第 2 2 1 条	第百七十八条	特定施設	附則第 6 項	附則第九条	
第 2 2 2 条	第百七十九条	特定施設	附則第 7 項	附則第十条	
第 2 2 3 条	第百八十条	特定施設	附則第 8 項	附則第十一条	
第 2 2 4 条	第百八十一条	特定施設	附則第 9 項	附則第十二条	
第 2 2 5 条	第百八十二条	特定施設	附則第 1 0 項	附則第十三条	
第 2 2 6 条	第百八十三条	特定施設	附則第 1 1 項	附則第十四条	新設
第 2 2 7 条	第百八十四条	特定施設	附則第 1 2 項	附則第十五条	新設
第 2 2 8 条	第百八十五条	特定施設	附則第 1 3 項	附則第十六条	新設
第 2 2 9 条	第百八十六条	特定施設	附則第 1 4 項	H 1 2 第 3 7 号附則（第二項）	
第 2 3 0 条	第百八十七条	特定施設	附則第 1 5 項	H 1 4 第 1 4 号附則（第二項）	
第 2 3 1 条	第百八十八条	特定施設	附則第 1 6 項	H 1 5 第 2 8 号附則第三条	
第 2 3 2 条	第百八十九条	特定施設	附則第 1 7 項		
第 2 3 3 条	第百九十条	特定施設	附則第 1 8 項	H 1 5 第 2 8 号附則第四条	
第 2 3 4 条	第百九十一条	特定施設	附則第 1 9 項	H 1 7 第 1 0 4 号附則（第二項）	
第 2 3 5 条	第百九十一条の二	特定施設	附則第 2 0 項		
第 2 3 6 条	第百九十一条の三	特定施設	附則第 2 1 項	H 1 7 第 1 3 9 号附則第二条	
第 2 3 7 条	第百九十二条	特定施設	附則第 2 2 項	H 1 8 第 3 3 号附則第二条	
第 2 3 8 条	第百九十二条の二	特定施設	附則第 2 3 項	H 1 8 第 3 3 号附則第三条	
第 2 3 9 条	第百九十二条の三	特定施設	附則第 2 4 項	H 1 8 第 3 3 号附則第五条	
第 2 4 0 条	第百九十二条の四	特定施設	附則第 2 5 項		
第 2 4 1 条	第百九十二条の五	特定施設	附則第 2 6 項	H 2 3 第 1 0 6 号附則第二条	
第 2 4 2 条	第百九十二条の六	特定施設	H 2 9 第 1 4 号附則第 2 項	H 2 7 第 4 号附則第二条	
第 2 4 3 条	第百九十二条の七	特定施設			
第 2 4 4 条	第百九十二条の八	特定施設	H 2 9 第 1 4 号附則第 3 項	H 2 7 第 4 号附則第四条	
第 2 4 5 条	第百九十二条の九	特定施設			
第 2 4 6 条	第百九十二条の十	特定施設			
第 2 4 7 条	第百九十二条の十一	特定施設			
第 2 4 8 条	第百九十二条の十二	特定施設			
第 2 4 9 条	第百九十三条	用具貸与			
第 2 5 0 条	第百九十四条	用具貸与			
第 2 5 1 条	第百九十五条	用具貸与			

条例又は基準省令改正により追加された附則について「H 第 号」とあるのは、それぞれ「平成 年条例第 号」「平成 年厚生（労働）省令第 号」を意味する。

条例・省令条番号突合表（指定介護予防サービス等条例）

条例（指定介護予防サービス等条例）

= 下関市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第71号）

基準省令

= 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）

条例・省令条番号突合表（指定介護予防サービス等条例）

条例	基準省令	サービス名	条例	基準省令	サービス名	条例	基準省令	サービス名
第1条	(趣旨: 基準省令と異なる)		第79条	第七十八条	訪問リハ	第152条	第百五十一条	短期入所
	第一条(趣旨: 条例と異なる)		第80条	第七十九条	訪問リハ	第153条	第百五十二条	短期入所
第2条	第二条		第81条	第八十条	訪問リハ	第154条	第百五十三条	短期入所
第3条	第三条		第82条	第八十一条	訪問リハ	第155条	第百五十四条	短期入所
第4条	(申請者: 基準省令規定なし)		第83条	第八十二条	訪問リハ	第156条	第百五十五条	短期入所
第48条	第四十六条	訪問入浴	第84条	第八十三条	訪問リハ	第157条	第百五十六条	短期入所
第49条	第四十七条	訪問入浴	第85条	第八十四条	訪問リハ	第158条	第百五十七条	短期入所
第50条	第四十八条	訪問入浴	第86条	第八十五条	訪問リハ	第159条	第百五十八条	短期入所
第51条	第四十九条	訪問入浴	第87条	第八十六条	訪問リハ	第160条	第百五十九条	短期入所
第51条の2	第四十九条の二	訪問入浴	第88条	第八十七条	居宅療養	第161条	第百六十条	短期入所
第51条の3	第四十九条の三	訪問入浴	第89条	第八十八条	居宅療養	第162条	第百六十一条	短期入所
第51条の4	第四十九条の四	訪問入浴	第90条	第八十九条	居宅療養	第163条	第百六十二条	短期入所
第51条の5	第四十九条の五	訪問入浴	第91条	第九十条	居宅療養	第164条	第百六十三条	短期入所
第51条の6	第四十九条の六	訪問入浴	第92条	第九十一条	居宅療養	第165条	第百六十四条	短期入所
第51条の7	第四十九条の七	訪問入浴	第93条	第九十二条	居宅療養	第165条の2	第百六十五条	共生型
第51条の8	第四十九条の八	訪問入浴	第94条	第九十三条	居宅療養	第165条の3	第百六十六条	共生型
第51条の9	第四十九条の九	訪問入浴	第95条	第九十四条	居宅療養	第166条	第百七十九条	短期入所
第51条の10	第四十九条の十	訪問入浴	第96条	第九十五条	居宅療養	第167条	第百八十条	短期入所
第51条の11	第四十九条の十一	訪問入浴	第117条	第百十六条	通所リハ	第168条	第百八十一条	短期入所
第51条の12	第四十九条の十二	訪問入浴	第118条	第百十七条	通所リハ	第169条	第百八十二条	短期入所
第51条の13	第四十九条の十三	訪問入浴	第119条	第百十八条	通所リハ	第170条	第百八十三条	短期入所
第52条	第五十条	訪問入浴	第119条の2	第百十八条の二	通所リハ	第171条	第百八十四条	短期入所
第52条の2	第五十条の二	訪問入浴	第119条の3	第百十八条の三	通所リハ	第172条	第百八十五条	短期入所
第52条の3	第五十条の三	訪問入浴	第120条	第百十九条	通所リハ	第173条	第百八十六条	短期療養
第53条	第五十一条	訪問入浴	第121条	第百二十条	通所リハ	第174条	第百八十七条	短期療養
第54条	第五十二条	訪問入浴	第121条の2	第百二十条の二	通所リハ	第175条	第百八十八条	短期療養
第55条	第五十三条	訪問入浴	第121条の3	第百二十条の三	通所リハ	第176条	第百八十九条	短期療養
第55条の2	第五十三条の二	訪問入浴	第121条の4	第百二十条の四	通所リハ	第177条	第百九十条	短期療養
第55条の3	第五十三条の三	訪問入浴	第122条	第百二十一条	通所リハ	第178条	第百九十一条	短期療養
第55条の4	第五十三条の四	訪問入浴	第123条	第百二十二条	通所リハ	第179条	第百九十二条	短期療養
第55条の5	第五十三条の五	訪問入浴	第124条	第百二十三条	通所リハ	第180条	第百九十三条	短期療養
第55条の6	第五十三条の六	訪問入浴	第125条	第百二十四条	通所リハ	第181条	第百九十四条	短期療養
第55条の7	第五十三条の七	訪問入浴	第126条	第百二十五条	通所リハ	第182条	第百九十五条	短期療養
第55条の8	第五十三条の八	訪問入浴	第127条	第百二十六条	通所リハ	第183条	第百九十六条	短期療養
第55条の9	第五十三条の九	訪問入浴	第128条	第百二十七条	通所リハ	第184条	第百九十七条	短期療養
第55条の10	第五十三条の十	訪問入浴	第129条	第百二十八条	短期入所	第185条	第百九十八条	短期療養
第55条の11	第五十三条の十一	訪問入浴	第130条	第百二十九条	短期入所	第186条	第百九十九条	短期療養
第56条	第五十四条	訪問入浴	第131条	第百三十条	短期入所	第187条	第二百条	短期療養
第58条	第五十六条	訪問入浴	第132条	第百三十一条	短期入所	第188条	第二百一条	短期療養
第59条	第五十七条	訪問入浴	第133条	第百三十二条	短期入所	第189条	第二百二条	短期療養
第60条	第五十八条	訪問入浴	第134条	第百三十三条	短期入所	第190条	第二百三条	短期療養
第61条	第五十九条	訪問入浴	第135条	第百三十四条	短期入所	第191条	第二百四条	短期療養
第62条	第六十条	訪問入浴	第136条	第百三十五条	短期入所	第192条	第二百五条	短期療養
第63条	第六十一条	訪問入浴	第137条	第百三十六条	短期入所	第193条	第二百六条	短期療養
第64条	第六十二条	訪問看護	第138条	第百三十七条	短期入所	第194条	第二百七条	短期療養
第65条	第六十三条	訪問看護	第139条	第百三十八条	短期入所	第195条	第二百八条	短期療養
第66条	第六十四条	訪問看護	第140条	第百三十九条	短期入所	第196条	第二百九条	短期療養
第67条	第六十五条	訪問看護	第140条の2	第百三十九条の二	短期入所	第197条	第二百十条	短期療養
第68条	第六十六条	訪問看護	第141条	第百四十条	短期入所	第198条	第二百十一条	短期療養
第69条	第六十七条	訪問看護	第142条	第百四十一条	短期入所	第199条	第二百十二条	短期療養
第70条	第六十九条	訪問看護	第143条	第百四十二条	短期入所	第200条	第二百十三条	短期療養
第71条	第七十条	訪問看護	第144条	第百四十三条	短期入所	第201条	第二百十四条	短期療養
第72条	第七十一条	訪問看護	第145条	第百四十四条	短期入所	第202条	第二百十五条	短期療養
第73条	第七十二条	訪問看護	第146条	第百四十五条	短期入所	第203条	第二百十六条	短期療養
第74条	第七十三条	訪問看護	第147条	第百四十六条	短期入所	第204条	第二百三十一条	特定施設
第75条	第七十四条	訪問看護	第148条	第百四十七条	短期入所	第205条	第二百三十二条	特定施設
第76条	第七十五条	訪問看護	第149条	第百四十八条	短期入所	第206条	第二百三十三条	特定施設
第77条	第七十六条	訪問看護	第150条	第百四十九条	短期入所	第207条	第二百三十四条	特定施設
第78条	第七十七条	訪問看護	第151条	第百五十条	短期入所	第208条	第二百三十五条	特定施設

条例・省令条番号突合表（指定介護予防サービス等条例）

条例（指定介護予防サービス等条例）

= 下関市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 71 号）

基準省令

= 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）

条例・省令条番号突合表（指定介護予防サービス等条例）

条例	基準省令	サービス名	条例	基準省令	サービス名
第 209 条	第二百三十六条	特定施設	附則第 1 項	附則第一条	
第 210 条	第二百三十七条	特定施設	附則第 2 項	附則第二条	
第 211 条	第二百三十八条	特定施設	附則第 3 項	附則第三条	
第 212 条	第二百三十九条	特定施設	附則第 4 項	附則第四条	
第 213 条	第二百四十条	特定施設	附則第 5 項	附則第六条	
第 214 条	第二百四十一条	特定施設	附則第 6 項	附則第七条	
第 215 条	第二百四十二条	特定施設	附則第 7 項	附則第八条	
第 216 条	第二百四十三条	特定施設	附則第 8 項	附則第九条	
第 217 条	第二百四十四条	特定施設	附則第 9 項	附則第十条	
第 218 条	第二百四十五条	特定施設	附則第 10 項	附則第十一条	
第 219 条	第二百四十六条	特定施設	附則第 11 項	附則第十二条	
第 220 条	第二百四十七条	特定施設	附則第 12 項	附則第十三条	
第 221 条	第二百四十八条	特定施設	附則第 13 項	附則第十五条	
第 222 条	第二百四十九条	特定施設	附則第 14 項	附則第十六条	
第 223 条	第二百五十条	特定施設	附則第 15 項	附則第十八条	
第 224 条	第二百五十一条	特定施設	附則第 16 項		H 23 第 106 号附則第八条
第 225 条	第二百五十二条	特定施設	附則第 17 項		
第 226 条	第二百五十三条	特定施設	附則第 18 項	附則第十九条	
第 227 条	第二百五十四条	特定施設	附則第 19 項	附則第二十条	
第 228 条	第二百五十五条	特定施設	附則第 20 項	附則第二十一条	
第 229 条	第二百五十六条	特定施設	H 29 第 15 号附則第 2 項		H 27 第 4 号附則第二条
第 230 条	第二百五十七条	特定施設	H 29 第 15 号附則第 3 項		H 27 第 4 号附則第三条
第 231 条	第二百五十八条	特定施設	H 29 第 15 号附則第 4 項		H 27 第 4 号附則第三条
第 232 条	第二百五十九条	特定施設	H 29 第 15 号附則第 5 項		H 27 第 4 号附則第四条
第 233 条	第二百六十条	特定施設	H 29 第 15 号附則第 6 項		H 27 第 4 号附則第五条
第 234 条	第二百六十一条	特定施設	H 29 第 15 号附則第 7 項		H 27 第 4 号附則第五条
第 235 条	第二百六十二条	特定施設	H 29 第 15 号附則第 8 項		H 27 第 4 号附則第六条
第 236 条	第二百六十三条	特定施設	H 29 第 15 号附則第 9 項		H 27 第 4 号附則第六条
第 237 条	第二百六十四条	特定施設	H 30 第 29 号附則第 2 項		H 30 第 5 号附則第四条
第 238 条	第二百六十五条	用具貸与			
第 239 条	第二百六十六条	用具貸与			
第 240 条	第二百六十七条	用具貸与			
第 241 条	第二百六十八条	用具貸与			
第 242 条	第二百六十九条	用具貸与			
第 243 条	第二百七十条	用具貸与			
第 244 条	第二百七十一条	用具貸与			
第 245 条	第二百七十二条	用具貸与			
第 246 条	第二百七十三条	用具貸与			
第 247 条	第二百七十四条	用具貸与			
第 248 条	第二百七十五条	用具貸与			
第 249 条	第二百七十六条	用具貸与			
第 250 条	第二百七十七条	用具貸与			
第 251 条	第二百七十八条	用具貸与			
第 252 条	第二百七十八条の二	用具貸与			
第 253 条	第二百七十九条	用具貸与			
第 254 条	第二百八十条	用具貸与			
第 255 条	第二百八十一条	用具販売			
第 256 条	第二百八十二条	用具販売			
第 257 条	第二百八十三条	用具販売			
第 258 条	第二百八十四条	用具販売			
第 259 条	第二百八十五条	用具販売			
第 260 条	第二百八十六条	用具販売			
第 261 条	第二百八十七条	用具販売			
第 262 条	第二百八十八条	用具販売			
第 263 条	第二百八十九条	用具販売			
第 264 条	第二百九十条	用具販売			
第 265 条	第二百九十一条	用具販売			
第 266 条	第二百九十二条	用具販売			

条例又は基準省令改正により追加された附則について「H 第 号」とあるのは、それぞれ「平成 年条例第 号」、「平成 年厚生（労働）省令第 号」を意味する。

条例・省令条番号突合表（指定地域密着型サービス条例）

条例（指定地域密着型サービス条例）

= 下関市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第72号）

基準省令

= 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）

条例・省令条番号突合表（指定地域密着型サービス条例）

条例	基準省令	サービス名	条例	基準省令	サービス名	条例	基準省令	サービス名
第1条	(趣旨：基準省令と異なる)		第58条	第十六条	夜間対応	第85条	第六十五条	小規模
	第一条(趣旨：条例と異なる)		第59条	第十七条	夜間対応	第86条	第六十六条	小規模
第2条	第二条		第60条	第十八条	夜間対応	第87条	第六十七条	小規模
第3条	第三条		第60条の2	第十九条	地/通所	第88条	第六十八条	小規模
第4条	(申請者：基準省令規定なし)		第60条の3	第二十条	地/通所	第89条	第六十九条	小規模
第5条	第三条の二	定期巡回	第60条の4	第二十一条	地/通所	第90条	第七十条	小規模
第6条	第三条の三	定期巡回	第60条の5	第二十二条	地/通所	第91条	第七十一条	小規模
第7条	第三条の四	定期巡回	第60条の6	第二十三条	地/通所	第92条	第七十二条	小規模
第8条	第三条の五	定期巡回	第60条の7	第二十四条	地/通所	第93条	第七十三条	小規模
第9条	第三条の六	定期巡回	第60条の8	第二十五条	地/通所	第94条	第七十四条	小規模
第10条	第三条の七	定期巡回	第60条の9	第二十六条	地/通所	第95条	第七十五条	小規模
第11条	第三条の八	定期巡回	第60条の10	第二十七条	地/通所	第96条	第七十六条	小規模
第12条	第三条の九	定期巡回	第60条の11	第二十八条	地/通所	第97条	第七十七条	小規模
第13条	第三条の十	定期巡回	第60条の12	第二十九条	地/通所	第98条	第七十八条	小規模
第14条	第三条の十一	定期巡回	第60条の13	第三十条	地/通所	第99条	第七十九条	小規模
第15条	第三条の十二	定期巡回	第60条の14	第三十一条	地/通所	第100条	第八十条	小規模
第16条	第三条の十三	定期巡回	第60条の15	第三十二条	地/通所	第101条	第八十一条	小規模
第17条	第三条の十四	定期巡回	第60条の16	第三十三条	地/通所	第102条	第八十二条	小規模
第18条	第三条の十五	定期巡回	第60条の17	第三十四条	地/通所	第103条	第八十二条の二	小規模
第19条	第三条の十六	定期巡回	第60条の18	第三十五条	地/通所	第104条	第八十三条	小規模
第20条	第三条の十七	定期巡回	第60条の19	第三十六条	地/通所	第105条	第八十四条	小規模
第21条	第三条の十八	定期巡回	第60条の20	第三十七条	地/通所	第107条	第八十六条	小規模
第22条	第三条の十九	定期巡回	第60条の20の2	第三十七条の二	共生型	第108条	第八十七条	小規模
第23条	第三条の二十	定期巡回	第60条の20の3	第三十七条の三	共生型	第109条	第八十八条	小規模
第24条	第三条の二十一	定期巡回	第60条の21	第三十八条	地/通所	第110条	第八十九条	グループホーム
第25条	第三条の二十二	定期巡回	第60条の22	第三十九条	地/通所	第111条	第九十条	グループホーム
第26条	第三条の二十三	定期巡回	第60条の23	第四十条	地/通所	第112条	第九十一条	グループホーム
第27条	第三条の二十四	定期巡回	第60条の24	第四十条の二	地/通所	第113条	第九十二条	グループホーム
第28条	第三条の二十五	定期巡回	第60条の25	第四十条の三	地/通所	第114条	第九十三条	グループホーム
第29条	第三条の二十六	定期巡回	第60条の26	第四十条の四	地/通所	第115条	第九十四条	グループホーム
第30条	第三条の二十七	定期巡回	第60条の27	第四十条の五	地/通所	第116条	第九十五条	グループホーム
第31条	第三条の二十八	定期巡回	第60条の28	第四十条の六	地/通所	第117条	第九十六条	グループホーム
第32条	第三条の二十九	定期巡回	第60条の29	第四十条の七	地/通所	第118条	第九十七条	グループホーム
第33条	第三条の三十	定期巡回	第60条の30	第四十条の八	地/通所	第119条	第九十八条	グループホーム
第34条	第三条の三十一	定期巡回	第60条の31	第四十条の九	地/通所	第120条	第九十九条	グループホーム
第35条	第三条の三十二	定期巡回	第60条の32	第四十条の十	地/通所	第121条	第百条	グループホーム
第36条	第三条の三十三	定期巡回	第60条の33	第四十条の十一	地/通所	第122条	第百一条	グループホーム
第37条	第三条の三十四	定期巡回	第60条の34	第四十条の十二	地/通所	第123条	第百二条	グループホーム
第38条	第三条の三十五	定期巡回	第60条の35	第四十条の十三	地/通所	第124条	第百三条	グループホーム
第39条	第三条の三十六	定期巡回	第60条の36	第四十条の十四	地/通所	第125条	第百四条	グループホーム
第40条	第三条の三十七	定期巡回	第60条の37	第四十条の十五	地/通所	第126条	第百五条	グループホーム
第41条	第三条の三十八	定期巡回	第60条の38	第四十条の十六	地/通所	第127条	第百六条	グループホーム
第42条	第三条の三十九	定期巡回	第61条	第四十一条	認/通所	第128条	第百七条	グループホーム
第43条	第三条の四十	定期巡回	第62条	第四十二条	認/通所	第129条	第百八条	グループホーム
第44条	第三条の四十一	定期巡回	第63条	第四十三条	認/通所	第130条	第百九条	地/特定
第45条	第三条の四十二	定期巡回	第64条	第四十四条	認/通所	第131条	第百十条	地/特定
第46条	第四条	夜間対応	第65条	第四十五条	認/通所	第132条	第百十一条	地/特定
第47条	第五条	夜間対応	第66条	第四十六条	認/通所	第133条	第百十二条	地/特定
第48条	第六条	夜間対応	第67条	第四十七条	認/通所	第134条	第百十三条	地/特定
第49条	第七条	夜間対応	第70条	第五十条	認/通所	第135条	第百十四条	地/特定
第50条	第八条	夜間対応	第71条	第五十一条	認/通所	第136条	第百十五条	地/特定
第51条	第九条	夜間対応	第72条	第五十二条	認/通所	第137条	第百十六条	地/特定
第52条	第十条	夜間対応	第74条	第五十四条	認/通所	第138条	第百十七条	地/特定
第53条	第十一条	夜間対応	第80条	第六十条	認/通所	第139条	第百十八条	地/特定
第54条	第十二条	夜間対応	第81条	第六十一条	認/通所	第140条	第百十九条	地/特定
第55条	第十三条	夜間対応	第82条	第六十二条	小規模	第141条	第百二十条	地/特定
第56条	第十四条	夜間対応	第83条	第六十三条	小規模	第142条	第百二十一条	地/特定
第57条	第十五条	夜間対応	第84条	第六十四条	小規模	第143条	第百二十二条	地/特定

条例・省令条番号突合表（指定地域密着型サービス条例）

条例（指定地域密着型サービス条例）

= 下関市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第72号）

基準省令

= 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）

条例・省令条番号突合表（指定地域密着型サービス条例）

条例	基準省令	サービス名	条例	基準省令	サービス名
第144条	第百二十三条	地/特定	第201条	第百七十九条	複合型
第145条	第百二十四条	地/特定	第202条	第百八十条	複合型
第146条	第百二十五条	地/特定	第203条	第百八十一条	複合型
第147条	第百二十六条	地/特定	第204条	第百八十二条	複合型
第148条	第百二十七条	地/特定	附則第1項	附則第一条	
第149条	第百二十八条	地/特定	附則第2項	附則第二条	
第150条	第百二十九条	地/特定	附則第3項	附則第七条	
第151条	(入所定員：基準省令規定なし)	地/特養	附則第4項	附則第八条	
第152条	第百三十条	地/特養	附則第5項	附則第九条	
第153条	第百三十一条	地/特養	附則第6項	附則第十条	
第154条	第百三十二条	地/特養	附則第7項	附則第十一条	
第155条	第百三十三条	地/特養	附則第8項	附則第十二条(第二項)	
第156条	第百三十四条	地/特養	附則第9項	附則第十三条	
第157条	第百三十五条	地/特養	附則第10項	附則第十四条	
第158条	第百三十六条	地/特養	附則第11項	附則第十五条	
第159条	第百三十七条	地/特養	附則第12項	附則第十六条	
第160条	第百三十八条	地/特養	附則第13項		
第161条	第百三十九条	地/特養	附則第14項		
第162条	第百四十条	地/特養	附則第15項	H23第106号附則第七条	
第163条	第百四十一条	地/特養	附則第16項		
第164条	第百四十二条	地/特養	附則第17項		
第165条	第百四十三条	地/特養	附則第18項	H23第127号附則第四条(第二項)	
第166条	第百四十四条	地/特養	附則第20項	附則第十七条(H30新設)	
第167条	第百四十五条	地/特養	附則第21項	附則第十八条(H30新設)	
第167条の2	第百四十五条の二	地・特養	附則第19項	(地/特養：独自基準)	
第168条	第百四十六条	地/特養	H29第16号附則第2項	H27第4号附則第二条	
第169条	第百四十七条	地/特養	H29第16号附則第3項	H27第4号附則第四条	
第170条	第百四十八条	地/特養			
第171条	第百四十九条	地/特養			
第172条	第百五十条	地/特養			
第173条	第百五十一条	地/特養			
第174条	第百五十二条	地/特養			
第175条	第百五十三条	地/特養			
第176条	第百五十四条	地/特養			
第177条	第百五十五条	地/特養			
第178条	第百五十六条	地/特養			
第179条	第百五十七条	地/特養			
第180条	第百五十八条	地/特養			
第181条	第百五十九条	地/特養			
第182条	第百六十条	地/特養			
第183条	第百六十一条	地/特養			
第184条	第百六十二条	地/特養			
第185条	第百六十三条	地/特養			
第186条	第百六十四条	地/特養			
第187条	第百六十五条	地/特養			
第188条	第百六十六条	地/特養			
第189条	第百六十七条	地/特養			
第190条	第百六十八条	地/特養			
第191条	第百六十九条	地/特養			
第192条	第百七十条	複合型			
第193条	第百七十一条	複合型			
第194条	第百七十二条	複合型			
第195条	第百七十三条	複合型			
第196条	第百七十四条	複合型			
第197条	第百七十五条	複合型			
第198条	第百七十六条	複合型			
第199条	第百七十七条	複合型			
第200条	第百七十八条	複合型			

条例又は基準省令改正により追加された附則について「H 第 号」とあるのは、それぞれ「平成 年条例第 号」「平成 年厚生(労働)省令第 号」を意味する。

条例・省令条番号突合表（指定地域密着型介護予防サービス条例）

条例（指定地域密着型介護予防サービス条例）

= 下関市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第73号）

基準省令

= 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）

条例・省令条番号突合表（指定地域密着型介護予防サービス条例）

条例	基準省令	サービス名	条例	基準省令	サービス名
第1条	(趣旨：基準省令と異なる)		第51条	第五十条	小規模
	第一条(趣旨：条例と異なる)		第52条	第五十一条	小規模
第2条	第二条		第53条	第五十二条	小規模
第3条	第三条		第54条	第五十三条	小規模
第4条	(申請者：基準省令規定なし)		第55条	第五十四条	小規模
第5条	第四条	認/通所	第56条	第五十五条	小規模
第6条	第五条	認/通所	第57条	第五十六条	小規模
第7条	第六条	認/通所	第58条	第五十七条	小規模
第8条	第七条	認/通所	第59条	第五十八条	小規模
第9条	第八条	認/通所	第60条	第五十八条の二	小規模
第10条	第九条	認/通所	第61条	第五十九条	小規模
第11条	第十条	認/通所	第62条	第六十条	小規模
第12条	第十一条	認/通所	第64条	第六十二条	小規模
第13条	第十二条	認/通所	第65条	第六十三条	小規模
第14条	第十三条	認/通所	第66条	第六十四条	小規模
第15条	第十四条	認/通所	第67条	第六十五条	小規模
第16条	第十五条	認/通所	第68条	第六十六条	小規模
第17条	第十六条	認/通所	第69条	第六十七条	小規模
第18条	第十七条	認/通所	第70条	第六十八条	小規模
第19条	第十八条	認/通所	第71条	第六十九条	グループホーム
第20条	第十九条	認/通所	第72条	第七十条	グループホーム
第21条	第二十条	認/通所	第73条	第七十一条	グループホーム
第22条	第二十一条	認/通所	第74条	第七十二条	グループホーム
第23条	第二十二条	認/通所	第75条	第七十三条	グループホーム
第24条	第二十三条	認/通所	第76条	第七十四条	グループホーム
第25条	第二十四条	認/通所	第77条	第七十五条	グループホーム
第26条	第二十五条	認/通所	第78条	第七十六条	グループホーム
第27条	第二十六条	認/通所	第79条	第七十七条	グループホーム
第28条	第二十七条	認/通所	第80条	第七十八条	グループホーム
第29条	第二十八条	認/通所	第81条	第七十九条	グループホーム
第30条	第二十九条	認/通所	第82条	第八十条	グループホーム
第31条	第三十条	認/通所	第83条	第八十一条	グループホーム
第32条	第三十一条	認/通所	第84条	第八十二条	グループホーム
第33条	第三十二条	認/通所	第85条	第八十三条	グループホーム
第34条	第三十三条	認/通所	第86条	第八十四条	グループホーム
第35条	第三十四条	認/通所	第87条	第八十五条	グループホーム
第36条	第三十五条	認/通所	第88条	第八十六条	グループホーム
第37条	第三十六条	認/通所	第89条	第八十七条	グループホーム
第38条	第三十七条	認/通所	第90条	第八十八条	グループホーム
第39条	第三十八条	認/通所	第91条	第八十九条	グループホーム
第40条	第三十九条	認/通所	附則第1項	附則第一条	
第41条	第四十条	認/通所	附則第2項	附則第二条	
第42条	第四十一条	認/通所	附則第3項	附則第七条	
第43条	第四十二条	認/通所	附則第4項	附則第八条	
第44条	第四十三条	小規模			
第45条	第四十四条	小規模			
第46条	第四十五条	小規模			
第47条	第四十六条	小規模			
第48条	第四十七条	小規模			
第49条	第四十八条	小規模			
第50条	第四十九条	小規模			

条例・省令条番号突合表（指定介護老人福祉施設条例）

条例（指定介護老人福祉施設条例）

= 下関市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第74号）

基準省令

= 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）

条例・省令条番号突合表（指定介護老人福祉施設条例）

条例	基準省令	条例	基準省令
第1条	（趣旨：基準省令と異なる）	第51条	第四十六条
	第一条（趣旨：条例と異なる）	第52条	第四十七条
第2条	第一条の二	第53条	第四十八条
第3条	（入所定員：基準省令規定なし）	第54条	第四十九条
第4条	第二条	附則第1項	附則第一条
第5条	第三条	附則第2項	附則第四条
第6条	第四条	附則第3項	
第7条	第四条の二	附則第4項	附則第五条
第8条	第四条の三	附則第5項	附則第六条
第9条	第五条	附則第6項	附則第七条
第10条	第六条	附則第7項	附則第八条
第11条	第七条	附則第8項	附則第九条
第12条	第八条	附則第9項	H14第14号附則（第二項）
第13条	第九条	附則第10項	H15第30号附則第三条（第二項）
第14条	第十条	附則第11項	H15第30号附則第四条
第15条	第十一条	附則第12項	H17第139号附則第四条
第16条	第十二条	附則第13項	H23第106号附則第三条（第一項）
第17条	第十三条	附則第14項	H23第127号附則第三条（第二項）
第18条	第十四条		
第19条	第十五条		
第20条	第十六条		
第21条	第十七条		
第22条	第十八条		
第23条	第十九条		
第24条	第二十条		
第24条の2	第二十条の二		
第25条	第二十一条		
第26条	第二十二条		
第27条	第二十二条の二		
第28条	第二十三条		
第29条	第二十四条		
第30条	第二十五条		
第31条	第二十六条		
第32条	第二十七条		
第33条	第二十八条		
第34条	第二十九条		
第35条	第三十条		
第36条	第三十一条		
第37条	第三十二条		
第38条	第三十三条		
第39条	第三十四条		
第40条	第三十五条		
第41条	第三十六条		
第42条	第三十七条		
第43条	第三十八条		
第44条	第三十九条		
第45条	第四十条		
第46条	第四十一条		
第47条	第四十二条		
第48条	第四十三条		
第49条	第四十四条		
第50条	第四十五条		

基準省令改正により追加された附則について
 「H 第 号」とあるのは
 「平成 年厚生（労働）省令第 号」
 を意味する。

条例・省令条番号突合表（介護老人保健施設条例）

条例（介護老人保健施設条例）

= 下関市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 75 号）

基準省令

= 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）

条例・省令条番号突合表（介護老人保健施設条例）

条例	基準省令	条例	基準省令
第 1 条	（趣旨：基準省令と異なる）	第 51 条	第四十八条
	第一条（趣旨：条例と異なる）	第 52 条	第四十九条
第 2 条	第一条の二	第 53 条	第五十条
第 3 条	第二条	附則第 1 項	附則第一条
第 4 条	第三条	附則第 2 項	附則第五条
第 5 条	第四条	附則第 3 項	附則第六条
第 6 条	第五条	附則第 4 項	附則第七条
第 7 条	第五条の二	附則第 5 項	附則第十二条
第 8 条	第五条の三	附則第 6 項	附則第十五条（第二項）
第 9 条	第六条	附則第 7 項	附則第十六条（第一項）
第 10 条	第七条	附則第 8 項	附則第十七条
第 11 条	第八条	附則第 9 項	附則第十八条
第 12 条	第九条	附則第 10 項	附則第十九条
第 13 条	第十一条	附則第 11 項	H 14 第 14 号附則（第二項）
第 14 条	第十二条	附則第 12 項	H 17 第 139 号附則第五条（第二項）
第 15 条	第十三条	附則第 13 項	H 17 第 139 号附則第六条
第 16 条	第十四条	附則第 14 項	
第 17 条	第十五条	附則第 15 項	H 18 第 33 号第九条
第 18 条	第十六条	附則第 16 項	H 23 第 106 号附則第四条
第 19 条	第十七条		
第 20 条	第十八条		
第 21 条	第十九条		
第 22 条	第二十条		
第 23 条	第二十一条		
第 24 条	第二十二条		
第 25 条	第二十三条		
第 26 条	第二十四条		
第 27 条	第二十四条の二		
第 28 条	第二十五条		
第 29 条	第二十六条		
第 30 条	第二十七条		
第 31 条	第二十八条		
第 32 条	第二十九条		
第 33 条	第三十条		
第 34 条	第三十一条		
第 35 条	第三十二条		
第 36 条	第三十三条		
第 37 条	第三十四条		
第 38 条	第三十五条		
第 39 条	第三十六条		
第 40 条	第三十七条		
第 41 条	第三十八条		
第 42 条	第三十九条		
第 43 条	第四十条		
第 44 条	第四十一条		
第 45 条	第四十二条		
第 46 条	第四十三条		
第 47 条	第四十四条		
第 48 条	第四十五条		
第 49 条	第四十六条		
第 50 条	第四十七条		

基準省令改正により追加された附則について
 「H 第 号」とあるのは
 「平成 年厚生（労働）省令第 号」
 を意味する。

条例・省令条番号突合表（指定介護療養型医療施設条例）

条例（指定介護療養型医療施設条例）

= 下関市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第76号）

基準省令

= 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）

条例・省令条番号突合表（指定介護療養型医療施設条例）

条例	基準省令	条例	基準省令
第1条	（趣旨：基準省令と異なる）	第51条	第四十七条
	第一条（趣旨：条例と異なる）	第52条	第四十八条
第2条	第一条の二	第53条	第四十九条
第3条	第二条	第54条	第五十条
第4条	第三条	附則第1項	附則第一条
第5条	第四条	附則第2項	附則第四条
第6条	第五条	附則第3項	附則第五条
第7条	第六条	附則第4項	附則第六条
第8条	第六条の二	附則第5項	附則第十条
第9条	第六条の三	附則第6項	附則第十五条
第10条	第七条	附則第7項	附則第十六条
第11条	第八条	附則第8項	附則第十七条
第12条	第九条	附則第9項	附則第十八条
第13条	第十条	附則第10項	附則第十九条
第14条	第十二条	附則第11項	附則第二十条
第15条	第十三条	附則第12項	附則第二十一条
第16条	第十四条	附則第13項	H13第8号附則第三十九条（第三項）
第17条	第十五条	附則第14項	H13第8号附則第四十条
第18条	第十六条	附則第15項	H13第8号附則第四十一条
第19条	第十七条	附則第16項	H14第14号附則（第二項）
第20条	第十八条	附則第17項	H17第104号附則（第二項）
第21条	第十九条	附則第18項	H17第139号第七条
第22条	第二十条	附則第19項	
第23条	第二十一条	附則第20項	H17第139号第八条
第24条	第二十二条	附則第21項	
第25条	第二十三条	附則第22項	H19第13号（第二項）
第26条	第二十三条の二	附則第23項	H23第106号附則第五条
第27条	第二十四条		
第28条	第二十五条		
第29条	第二十六条		
第30条	第二十七条		
第31条	第二十八条		
第32条	第二十八条の二		
第33条	第二十九条		
第34条	第三十条		
第35条	第三十一条		
第36条	第三十二条		
第37条	第三十三条		
第38条	第三十四条		
第39条	第三十五条		
第40条	第三十六条		
第41条	第三十七条		
第42条	第三十八条		
第43条	第三十九条		
第44条	第四十条		
第45条	第四十一条		
第46条	第四十二条		
第47条	第四十三条		
第48条	第四十四条		
第49条	第四十五条		
第50条	第四十六条		

基準省令改正により追加された附則について
 「H 第 号」とあるのは
 「平成 年厚生（労働）省令第 号」
 を意味する。

条例・省令条番号突合表（指定居宅介護支援等条例）

条例（指定居宅介護支援等条例）

= 下関市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 26 年条例第 78 号）

基準省令

= 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）

条例・省令条番号突合表（指定居宅介護支援等条例）

条例	基準省令
第 1 条	（趣旨：基準省令と異なる）
	第一条（趣旨：条例と異なる）
第 2 条	第一条の二
第 3 条	（申請者：基準省令規定なし）
第 4 条	第二条
第 5 条	第三条
第 6 条	第四条
第 7 条	第五条
第 8 条	第六条
第 9 条	第七条
第 10 条	第八条
第 11 条	第九条
第 12 条	第十条
第 13 条	第十一条
第 14 条	第十二条
第 15 条	第十三条
第 16 条	第十四条
第 17 条	第十五条
第 18 条	第十六条
第 19 条	第十七条
第 20 条	第十八条
第 21 条	第十九条
第 22 条	第二十条
第 23 条	第二十一条
第 24 条	第二十二条
第 25 条	第二十三条
第 26 条	第二十四条
第 27 条	第二十五条
第 28 条	第二十六条
第 29 条	第二十七条
第 30 条	第二十八条
第 31 条	第二十九条
第 32 条	第三十条
附則第 1 項	附則
附則第 2 項	（他条例改正：基準省令規定なし）
附則第 3 項	（他条例改正：基準省令規定なし）

条例・省令条番号突合表（指定介護予防支援等条例）

条例（指定介護予防支援等条例）

= 下関市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 26 年条例第 79 号）

基準省令

= 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）

条例・省令条番号突合表（指定介護予防支援等条例）

条例	基準省令
第 1 条	（趣旨：基準省令と異なる）
	第一条（趣旨：条例と異なる）
第 2 条	第一条の二
第 3 条	（申請者：基準省令規定なし）
第 4 条	第二条
第 5 条	第三条
第 6 条	第四条
第 7 条	第五条
第 8 条	第六条
第 9 条	第七条
第 10 条	第八条
第 11 条	第九条
第 12 条	第十条
第 13 条	第十一条
第 14 条	第十二条
第 15 条	第十三条
第 16 条	第十四条
第 17 条	第十五条
第 18 条	第十六条
第 19 条	第十七条
第 20 条	第十八条
第 21 条	第十九条
第 22 条	第二十条
第 23 条	第二十一条
第 24 条	第二十二条
第 25 条	第二十三条
第 26 条	第二十四条
第 27 条	第二十五条
第 28 条	第二十六条
第 29 条	第二十七条
第 30 条	第二十八条
第 31 条	第二十九条
第 32 条	第三十条
第 33 条	第三十一条
第 34 条	第三十二条
附則第 1 項	附則第一項
附則第 2 項	（他条例改正：基準省令規定なし）
附則第 3 項	（他条例改正：基準省令規定なし）

条例・省令条番号突合表（介護医療院条例）

条例（介護医療院条例）

= 下関市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第34号）

基準省令

= 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）

条例・省令条番号突合表（介護医療院条例）

条例	基準省令	条例	基準省令
第1条	（趣旨：基準省令と異なる）	第51条	第五十一条
	第一条（趣旨：条例と異なる）	第52条	第五十二条
第2条	第二条	第53条	第五十三条
第3条	第三条	第54条	第五十四条
第4条	第四条	附則第1項	附則第一条
第5条	第五条	附則第2項	附則第二条
第6条	第六条	附則第3項	附則第四条
第7条	第七条	附則第4項	附則第五条
第8条	第八条	附則第5項	附則第六条
第9条	第九条	附則第6項	附則第九条
第10条	第十条	附則第7項	附則第十条（第一項）
第11条	第十一条		
第12条	第十二条		
第13条	第十三条		
第14条	第十四条		
第15条	第十五条		
第16条	第十六条		
第17条	第十七条		
第18条	第十八条		
第19条	第十九条		
第20条	第二十条		
第21条	第二十一条		
第22条	第二十二条		
第23条	第二十三条		
第24条	第二十四条		
第25条	第二十五条		
第26条	第二十六条		
第27条	第二十七条		
第28条	第二十八条		
第29条	第二十九条		
第30条	第三十条		
第31条	第三十一条		
第32条	第三十二条		
第33条	第三十三条		
第34条	第三十四条		
第35条	第三十五条		
第36条	第三十六条		
第37条	第三十七条		
第38条	第三十八条		
第39条	第三十九条		
第40条	第四十条		
第41条	第四十一条		
第42条	第四十二条		
第43条	第四十三条		
第44条	第四十四条		
第45条	第四十五条		
第46条	第四十六条		
第47条	第四十七条		
第48条	第四十八条		
第49条	第四十九条		
第50条	第五十条		

「基準省令の取扱いに係る通知等」の例

本資料は、「介護保険サービスの事業及び施設の基準等を定める条例の内容及び運用について」(平成25年2月14日下関市福祉部介護保険課作成)における「基準省令の取扱いに係る通知等」を例示したものです。

なお、以下の通知等はあくまでも例示であり、「基準省令の取扱いに係る通知等」の一部にすぎませんのでご注意ください。

〔「基準省令の取扱いに係る通知等」の例〕

- ・ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）
- ・ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）
- ・ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第43号）
- ・ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第44号）
- ・ 健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第45号）
- ・ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）
- ・ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（平成18年3月31日老振発第0331003号・老老発第0331016号）
- ・ **介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成30年3月22日老企第44号老老発0322第1号）**
- ・ 介護サービス関係Q & A（厚生労働省公式ウェブサイト）